

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年1月21日

北名古屋市監査委員 大野 眞一

北名古屋市監査委員 渡邊 幸子

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

環境課及び会計課

対象期間 令和2年4月1日から令和2年11月27日までの所管事務

実施期間 令和2年11月2日から令和2年11月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

環境課及び会計課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<環境課>

主な所管事務は、環境保全（空き家を含む。）対策、エネルギー対策及び地球温暖化対策、公害の防止、犬、猫等、ねずみ族及び衛生害虫、防疫、墓地、納骨堂及び火葬場の経営及び改葬の許可、生物多様性、し尿及び浄化槽、廃棄物の処理及び清掃、循環型社会形成の推進、北名古屋衛生組合に関する事務である。

(1) 契約事務について

契約書について、契約の種類に応じた適切な約款を使用していないものがあった。

意見

ごみ減量対策を目的として購入した有効期限のある消耗品について、適正な発注管理及び有効活用に努めること。

<会計課>

主な所管事務は、支出負担行為の確認、収入及び支出命令の審査、決算、現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、担保金及び寄託金の出納、収入証紙等の売りさばき及び保管、現金及び財産の記録管理、出納員、指定金融機関等に関する事務である。

(1) その他

出納員証（分任出納員証）の届出に係る決裁が一部されていないものがあった。